

3 扶養親族等の範囲が変わります！

所得の計算方法の改正に伴い、扶養親族等の所得要件が下表のとおり変わります。

	合計所得金額		収入の目安(※)		
	改正前	改正後	給与収入のみ	年金収入のみ	
				65歳未満	65歳以上
同一生計配偶者	38万円以下	⇒ 48万円以下	103万円以下	108万円以下	158万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超 123万円以下	⇒ 48万円超 133万円以下	103万円超 201万5,999円以下	108万円超 214万円以下	158万円超 243万円以下
扶養親族	38万円以下	⇒ 48万円以下	103万円以下	108万円以下	158万円以下
勤労学生	65万円以下	⇒ 75万円以下	130万円以下	—	—

※扶養親族等となる収入の目安はこれまでと変更ありません。

4 所得金額調整控除が創設されます！

扶養親族等の内訳や所得の金額によって、給与所得金額を算定する際に所得金額調整控除を控除することができます。控除金額や対象者は次のとおりです。

	対象者	控除額の計算	計算例
1	給与の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する方 ア 特別障害者に該当する方 イ 23歳未満の扶養親族を有する方 ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する方	(給与の収入金額(注1) - 850万円) × 10%【最高15万円】 注1：給与の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とします。	給与収入1,000万円(給与所得805万円)の場合 1,000万円 - 850万円 = 150万円 150万円 × 10% = 15万円 給与所得805万円から所得金額調整控除15万円を控除できる。
2	給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方	(給与所得の金額(注2) + 公的年金等に係る雑所得の金額(注2)) - 10万円 【最高10万円】 注2：10万円を超える場合は10万円とします。	65歳以上で給与収入200万円(給与所得132万円)、公的年金等の収入180万円(公的年金等に係る雑所得70万円の場合) 10万円(給与所得の限度額) + 10万円(公的年金等に係る雑所得の限度額) - 10万円 = 10万円 給与所得132万円から所得金額調整控除10万円を控除できる。

5 ひとり親控除の創設、寡婦(寡夫)控除が変わります！

ひとり親または寡婦に該当する場合、それぞれひとり親控除または寡婦控除を受けることができます。

配偶者との関係		死 別		離 別		未婚	
合計所得金額		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	
扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円
		子以外	26万円 (寡婦のみ)	—	26万円 (寡婦のみ)	—	—
	無	26万円 (寡婦のみ)	—	—	—	—	



(注)ひとり親控除とは、婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子がいる場合で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者

※生計を一にする扶養親族及び子の所得は、総所得金額が48万円以下であること。

6 住民税の非課税基準額が変わります！

住民税の均等割及び所得割の非課税基準額がそれぞれ10万円引き上げられます。

非課税基準の計算式

- ・ 均等割 28万円 × (配偶者を含む扶養親族の数 + 1) + 10万円 + 配偶者を含む扶養親族がいる場合16.8万円
- ・ 所得割 35万円 × (配偶者を含む扶養親族の数 + 1) + 10万円 + 配偶者を含む扶養親族がいる場合32万円